

— 快適な水環境をめざして —

工事現場の排水処理について



東京都下水道局

公共下水道へ流してはいけない排水があります

公共下水道への排水については、公共用水域の水質保全と下水道施設の維持管理等の観点から**水質規制**を行っています。規制を受ける項目が公共下水道に放流された場合、以下のような影響があります。

- 下水道施設を腐食させる。
- 他の排水を混合すると有害ガスを発生する。
- 下水道管をつまらせる。
- 下水道管内の作業を危険にする。
- 水再生センター内における生物処理の機能を低下させる。
- 水再生センター等で発生した汚泥の処理、処分を困難にする。



下水排除基準（工事現場に關係する主な項目のみ抜粋）

下水道を使用する者は下表の基準に適合しない下水を公共下水道に排除してはいけません。

日平均排水量 対象物質又は項目	特定施設を設置している		特定施設を設置していない	
	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満
水素イオン濃度（pH）	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満
浮遊物質（SS）	600mg/L 未満	—	600mg/L 未満	—
カドミウム※	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下
鉛※	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
総クロム※	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下
銅※	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下
亜鉛※	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下

※土壌汚染や工事部品が原因で検出されることがあります。また、この表にない処理困難物質（六価クロム、ベンゼン等）が検出されることもあります。

下水排除基準に適合しない排水を流してはいけません

(1) 上表の に適合しない排水を流した事業場は、下水道法による罰則（6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金。過失による場合は、3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金）を受けることがあります（下水道法第46条）。

また、この基準に適合しない排水を流すおそれのある事業場に対しては、特定施設の改善を命令したり、特定施設を使うことや公共下水道への排水を一時停止するよう命令したりすることがあります（下水道法第37条の2、下水道法第38条）。

(2) 上表の に適合しない排水を流した事業場は、排水の水質を改善するよう命令したり、公共下水道への排水を一時停止するよう命令したりすることがあります（下水道法第38条第1項第1号、東京都下水道条例第11条の3）。

排水の種類・排水量及び水質

○工事現場で発生する排水には、下表のような種類があります。

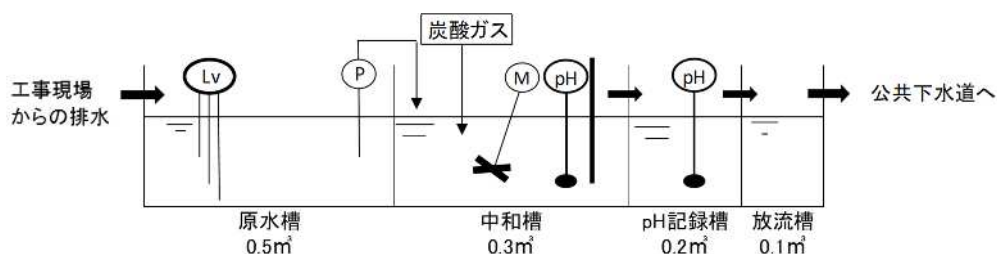
排水の種類	排水量
①バッチャープラントの洗浄排水	通常 1～10m ³ 程度の排水
②器具の洗浄排水	
③コンクリートを伝った雨水、湧水	降雨の状態により異なります。
④ウェルポイント排水、ディープウェル排水	規模により異なります。

○工事現場で発生する洗浄排水や雨水は、コンクリートを伝っている場合にコンクリート成分の影響で以下の排水が発生します。

- ・ pH9 以上の高アルカリ排水
- ・ 砂分が多い場合は浮遊物質（SS）600mg/L 以上の排水

pH の下水排除基準値を超えないようにするためには

pH の下水排除基準値を超えないようにするためには、炭酸ガスや薬品等による**中和処理**を行います。工事現場では、炭酸ガスによる中和処理が簡易で一般的な方法です。



工事現場に関する特定施設

○**特定施設**とは、排水の水質規制が必要な施設として、法令によって特別に指定された施設です。（下水道法第11条の2）

→ 55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

○生コンクリート製造業には、工事で生コンクリートを製造する場合も含まれます。

セメントミルク、モルタル、ソイルセメントも生コンクリートと判断し、それらを製造するプラントは全て特定施設55に該当します。

ただし、ミキサー車等のような移動式のものは特定施設に該当しません。

工事現場に係る除害施設

○除害施設とは、下水排除基準に適合させるために汚水を処理する施設のことです。

→ 中和処理施設（炭酸ガスによる中和・薬品による中和等）

○下水道局では除害施設の日々の維持管理方法として、「**日常管理表**」を作成し活用することを推奨しています。日常管理表は当局立入の際に確認させていただくことがあります。
以下の項目の中で必要となるものを日々確認し、記録してください。

1 pH 計器値と pH 測定値

- ・毎日、中和処理施設の pH 計器値を記録します。（計器値）
- ・同時刻の処理水を簡易 pH 計や pH 試験紙等で測定して記録します。（測定値）

→ 2つの値に大きな差がないことを確認します。

〈大きな差があった場合〉

- ・2、3の項目に不備がないかを確認します。
- ・メンテナンス業者に連絡をします。
- ・今後同様のことを繰り返さないよう改善します。

2 pH 計の洗浄・校正

- ・定期的に pH 計の先端の汚れを洗浄し、校正します。

※pH 計の先端の汚れが付着していると正しい値が測定できなくなるため、下水排除基準に適合しない排水を流すおそれがあります。

※pH 計の洗浄・校正頻度は汚水の水質によって違うため、事業場ごとに異なります。

→ メンテナンス業者と相談して洗浄・校正頻度を決めます。

pH 計の洗浄・校正を行った日を記録します。

3 炭酸ガス・薬品の維持管理

- ・炭酸ガスボンベの予備を準備します。
- ・薬品の残量を確認・補充を行った日を記録します。
- ・薬品注入ポンプが適切に稼働しているかチェックします。
- ・薬品槽に亀裂はないか確認します。



日常管理表（例）

日付	時間	pH 計器値	pH 測定値	洗浄	校正	備考
4/1（月）	10：00	7.5	7.8			薬品補充
4/2（火）	9：45	7.6	7.6	○	○	
4/3（水）	10：00	7.7	7.7			

提出していただく主な届出・書類

1 公共下水道使用開始（変更）届出書

- ・ 排除する汚水の量が、最も多い日で50m³以上ある場合
- ・ 公共下水道へ流す汚水の水質が下水排除基準に1項目でも適合しない場合（下水道法第11条の2）

2 特定施設設置届出書

- ・ バッチャープラント等の特定施設を設置する場合（下水道法第12条の3第1項）
- ・ 詳細は「4 別紙」に記載し、一緒に提出してください。

3 除害施設の新設等及び使用の方法の変更届出書

- ・ 中和処理施設等の除害施設を設置する場合（東京都下水道条例第4条の第3項）
- ・ 詳細は「4 別紙」に記載し、一緒に提出してください。

4 別紙

- ・ 処理方法、汚水量及び水質等を別紙1～8に記載してください。
- ・ 別紙の記入方法については、別紙記入要領及び記入例（炭酸ガス、硫酸・水酸化ナトリウムによる中和処理）を参考にしてください。
- ・ 現場平面図（排水経路図）、工事工程表、特定施設・除害施設等のカタログを一緒に提出してください。

○届出者について

- ・ 届出者は常務執行役員支店長等の**法人の代表権を持つ者**でなければ認められません。（現場監督者等が届出者になることはできません。）

○水質管理責任者について

- ・ 適切な自主管理のもと適正に排水処理をしていただくため、水質管理責任者の選任及び届出を義務付けています。（東京都下水道条例第17条の6）
- ・ 水質管理責任者になるには資格が必要であり、下水道局でも講習会を実施しています。有資格者で、現場に常駐している方が水質管理責任者となり「**水質管理責任者選任等届出書**」と「**資格証の写し**」を提出してください。

届出の流れ

届出の期限は特定施設・除害施設を設置しようとする日の60日前までになります。届出提出後、届出内容を審査する期間をいただくため、60日経過後でなければ着工できません。

なお、この期間を短縮できる場合があります（「実施制限期間短縮願い」の提出）。提出期限を遵守いただきますようお願いいたします。

届出相談

- ・各下水道事務所の水質規制担当にお問い合わせください。
- ・窓口又は電話にて、担当者に届出の書き方や必要な届出の確認をします。（窓口来訪の場合は、事前に日程調整しますのでご連絡ください。）

必要な届出

- ・ 1 公共下水道使用開始（変更）届出書
- ・ 2 特定施設の設置届出書
- ・ 3 除害施設の新設等及び使用の方法の変更届出書
- ・ 4 別紙
- ・ 水質管理責任者選任等届出書

届出作成

- ・ 必要に応じてFAX又はメールにて届出の下書きを提出します。
- ・ 下水道局からの修正指導があった場合は修正をします。
- ・ 届出を正・副2部用意します。

届出提出

- ・ 窓口、郵送または電子申請（東京共同電子申請・届出サービス）にて、届出を提出します。窓口来訪の場合は、事前に日程調整しますのでご連絡ください。）
- ・ 受理書を受領します。（**最大60日の届出審査期間**があります。）

審査期間

- ・ 審査中に届出の修正が指導されたら、修正した差し替え書類を提出します。
- ・ 審査が完了し適正と判断された場合、実施制限期間短縮通知が送られ、施設の着工が認められます。

工事完了

- ・ 施設の設置が完了したら、**5日以内**に「**工事等完了届出書**」を提出します。
- ・ 施設が適切に設置されているか、水質は基準値内かを確認するための**工事完了検査**に立ち会います。

使用廃止

- ・ 施設を撤去したら**30日以内**に「**使用廃止届出書**」を提出します。
- ・ 施設が撤去されているかを確認するための**廃止確認**に立ち会います。

特定施設、除害施設等の届出相談・提出で来所される際は、事前に以下の下水道事務所にお問い合わせください。

事務所名	所在地・電話 ()内は夜間・休日の緊急用	所管区域
北部下水道事務所 お客さまサービス課 水質規制担当	〒111-0051 台東区蔵前二丁目1番8号 電話 03-5825-4172 (直通) (03-5820-4341) FAX 03-5822-4950	千代田区、中央区、 港区(台場を除く)、 渋谷区、文京区、台東区、 豊島区、荒川区
東部第一下水道事務所 お客さまサービス課 水質規制担当	〒135-0016 江東区東陽七丁目1番14号 電話 03-3645-9648 (直通) (03-3645-9641) FAX 03-3649-8355	墨田区、江東区、 港区のうち台場地区、 品川区のうち東八潮地区、 大田区のうち令和島地区
東部第二下水道事務所 お客さまサービス課 水質規制担当	〒124-0001 葛飾区小菅一丁目2番1号 電話 03-5680-1392 (直通) (03-5680-1268) FAX 03-5680-1624	足立区、葛飾区、江戸川区
西部第一下水道事務所 お客さまサービス課 水質規制担当	〒165-0026 中野区新井三丁目37番4号 電話 03-5343-6209 (直通) (03-5343-6200) FAX 03-5343-6216	新宿区、中野区、杉並区、 北区、板橋区、練馬区
南部下水道事務所 お客さまサービス課 水質規制担当	〒145-0067 大田区雪谷大塚町13番26号 電話 03-5734-5045 (直通) (03-5734-5031) FAX 03-3728-8280	品川区(東八潮を除く)、 目黒区、 大田区(令和島を除く) 世田谷区

水質規制全般に関するお問合せ先

〒163-8001
新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都下水道局施設管理部排水設備課
電話 03-5320-6585 (直通)

【東京都下水道局ホームページ URL】
水質規制に関する情報を掲載しています。
<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/index.html>

【インターネットから **検索**】
「東京都下水道局 届出」で **検索**
→届出様式がダウンロードできます。

